



2025 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 新明和工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 五十川 龍之
コード番号 7224（東証プライム）
本社所在地 兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号
問 合 せ 先 経営企画本部 広報部長 実平 典子
電話番号 0798（56）5002

当社および当社子会社に関する公正取引委員会の発表について

当社および当社の子会社である東邦車輛株式会社（以下、「東邦車輛」といいます。）は、2024 年 11 月 12 日、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以後、同委員会による調査に協力してまいりました。

本日、上記の事案に関し、同委員会から当該製品の他の製造販売業者に対して、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。

その中で、当社および東邦車輛も、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。

当社グループ特装車セグメントが独占禁止法に反する行為を行っていたことは誠に遺憾であり、お客様、お取引先様、株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に、長期にわたって多大なご心配とご迷惑をおかけしましたこと、衷心よりお詫び申し上げます。

なお、当社および東邦車輛は、上記立入検査前に違反行為を取りやめ、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告するとともに、同委員会の調査に全面的に協力したこと等から、排除措置命令は受けず、課徴金の納付も免除されました。

1. 関係者の処分

①事業の責任者らに対する懲罰

本件に関し、担当者らに対する懲戒処分のほか、特装車事業の責任者らに対し、以下のとおり懲罰処分を科すことを決定しました。

氏名	役職等	懲罰の内容
小田浩一郎	当社 常務執行役員 経営企画部長（前 特装車事業部長）	月額報酬 10%減額（3 か月間）
石原 秀朝	当社 執行役員 特装車事業部 次長	月額報酬 10%減額（3 か月間）

②報酬の自主返納

以下の4名から報酬の一部を自主的に返納するとの申し出があり、これを受け入れました。

氏名	役職等	自主返納の内容
五十川龍之	当社 代表取締役 取締役社長	月額報酬の10%（3か月間）
富田 政行	東邦車輛 代表取締役 取締役社長	月額報酬の10%（3か月間）
大庭 洋一	東邦車輛 取締役 管理本部長	月額報酬の10%（1か月間）
野村晋太郎	東邦車輛 取締役 営業本部長	月額報酬の5%（1か月間）

2. 再発防止措置等

当社グループは、機械式駐車装置の販売に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2023年9月12日に公正取引委員会の立入検査を受けた事態等を厳粛に受け止め、これまでに、以下の取り組みをはじめとする再発防止措置等を講じてまいりました。

- ①企業倫理に関する啓蒙活動の一環として、取締役社長からグループ会社を含む全ての役員および従業員に対し、「行動指針」および「行動規範」に則り、高い倫理観に基づく責任ある行動を採るべきことやコンプライアンスを徹底すべきこと等をメッセージとして発信（2024年1月、2025年1月および同年3月）
- ②2023年9月、弁護士および法務部門からなる調査チームを組成し、グループ会社を含む営業担当者ならびにその他の競争上の機微情報を取り扱う役員および従業員を対象に、過去5年間に遡って独占禁止法に違反するおそれのある行為の有無の調査を実施
- ③グループ会社を含む全ての役員および従業員を対象に、弁護士を講師に迎え、独占禁止法の遵守に係る研修を実施（2023年10月および2025年1月）
- ④競合他社の役員および従業員との間で競争上の機微情報に関する取り決めや交換を行うことを禁止するとともに、競合他社の役員および従業員と打ち合わせを行ったり、メールのやり取りをするなど接触をする場合、あるいは接触をした場合の届け出・審査等に関する社内規程を制定・運用
- ⑤法令違反等の不正行為を行った場合、これを自主的に申告し不正行為の改善等に貢献した役員および従業員については、懲戒処分内容が免除・減軽され得ることを明文化した社内リーニエンスー規程を制定・運用（2025年7月）

今般、法令違反を重ねた事態を真摯に反省し、法令遵守体制の強化・各種施策の継続実施を通じて、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以 上